

平成27年度行政評価実施方針

1 事務事業評価

【目的】 事務事業の効率的な実施と成果向上に向けた活動内容の見直しを行うとともに、施策評価における進捗状況評価のための判断資料として活用する。

【対象】 平成26年度に実施した事務事業のうち、継続して平成27年度も実施するもので、次に掲げるもの以外とする。

- ・意思決定業務
- ・災害時における対応業務
- ・各課共通の内部事務
- ・その他評価になじまないもの

【手法】 別途定める調書を用い、妥当性・必要性・効率性・有効性の観点から評価する。

【評価体制および役割】

評価者等	役割	実施時期
課長	事務事業調書に基づき1次評価を行う。(前年度実績、今年度取組み)	4月～5月
	事務事業調書に基づき1次評価を行う。(次年度方向性)	9月～10月
部長	1次評価(次年度方向性)の内容について2次評価を行う。	10月
調整会議	2次評価の内容について3次評価を行う。(政策経営部長ヒアリング)	10月
政策会議	1次・2次・3次評価の内容を踏まえ、事務事業の方向性を決定する。	11月

2 施策評価

今年度は実施いたしません。

3 政策評価

今年度は実施いたしません。

4 第三者評価

【目的】 行政による内部評価が、「市民の目線・生活者の視点」に立って行われているかを検証し、評価の透明性と多様性を高める。

【対象】 事務事業評価(必要に応じ施策評価も対象とする。)とする。

【手法】 市民、学識経験者等からなる行政評価委員会を設置し、内部評価の結果等について検証する。なお、委員の構成や具体的評価手法等については別途定める。

5 評価結果の公表

評価結果は、決定後速やかに公表する。